

今回のテーマ「技能実習法の施行状況検討の時期」について

情報通信第183号の続報です。「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議14回目が開催されました。「最終報告書（たたき台）」の修正版が公表されました。[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00078.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00078.html)

最終報告書たたき台（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議事務局作成） 資料1-1

<p><b>1 新制度及び特定技能制度の位置付けと関係性等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。</li> <li>・ 基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。</li> <li>・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。 ※現行の企業単独型技能実習のうち、新制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、沿わないものは、新制度とは別の枠組みでの受入れを検討。</li> </ul> <p><b>2 新制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。 ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。</li> <li>・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け）。</li> <li>・ 季節性のある分野等（農業・漁業）で、業務の実情に応じた受入れ・勤務形態を認める。【P】</li> </ul> <p><b>3 受入れ見込数の設定等の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定技能制度の考え方と同様、新制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定（受入れの上限数として運用）。</li> <li>・ 受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。</li> </ul> <p><b>4 新制度での転籍の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。</li> <li>・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。 ➢ 計画的な人材育成等の観点から、一定要件（同一機関での就労が1年超／技能検定試験基礎級合格・日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5合格等）合格／転籍先機関の転籍者数等）【P】を設け、同一業務区分内に限る。</li> <li>➢ 転籍前機関の初期費用負担につき、不平等が生じないための措置を講じる。</li> <li>・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。</li> <li>・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。</li> <li>・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。</li> </ul>	<p><b>5 監理・支援・保護の在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理庁との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。</li> <li>・ 監理団体の許可要件等厳格化。 ➢ 監理団体と受入れ機関を兼職する役員等の受入れ機関と密接な関係を有する役員等の監理への関与の制限／外部監視の強化による独立性・中立性確保／職員の配置・財政基盤・相談対応体制等の厳格化。 ➢ 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。 ※ 優良監理団体については、手続簡素化といった優遇措置。</li> <li>・ 受入れ企業機関につき、受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会への加入等一の要件を設定適正化。 ※ 優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。</li> </ul> <p><b>6 特定技能制度の適正化方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。 ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格 ②日本語能力A2相当以上の試験（日本語能力試験N4合格等）合格 ※ 当分の間は相当講習受講も可</li> <li>・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。</li> <li>・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、人職員配置等の登録要件を厳格化 ／支援実績・委託費等の開示を義務付け／キャリア形成も支援。</li> <li>・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件と併せて検討。【P】</li> </ul> <p><b>7 国・自治体の役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入管、機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用に排除。</li> <li>・ 送出国と連携し、不適正な送出国を排除。</li> <li>・ 制度所管省庁は、地域協議会の組織等を含む制度運用の中心的役割。</li> <li>・ 業所管省庁と業界団体が連携し、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。</li> <li>・ 日本語教育機関を適正化し、日本語学習の質を向上の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。</li> <li>・ 自治体においては、相談窓口の整備・生活環境整備の取組を推進地域協議会に積極的に参加し、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。</li> </ul> <p><b>8 送出国及び送出しの在り方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二国間取決め（MOU）により送出国間の取締りを強化。</li> <li>・ 送出国・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進。</li> <li>・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。</li> </ul> <p><b>9 日本語能力の向上方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。 ※ 就労開始前にA1相当以上の試験（日本語能力試験N5合格等）合格又は相当講習受講特定技能1号移行時にA2相当以上の試験（# N4合格等）合格 ※ 当分の間は相当講習受講も可 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験（# N3合格等）合格</li> <li>・ 日本語支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。</li> <li>・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。</li> </ul>
--	--

第2 見直しに当たっての基本的な考え方

3 留意事項

技能実習制度と特定技能制度の在り方を見直しに当たっては、以下の2つの点に留意する必要がある。

① 現行制度の利用者等への配慮

現行の技能実習制度・特定技能制度は、技能実習生・特定技能外国人、監理団体、登録支援機関、受入れ機関（実習実施者・特定技能所属機関）等の多くの利用者等がいることから、その見直しによりこれらの者に無用な混乱や問題が生じないよう、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないようにきめ細やかな配慮をすること

② 地方や中小零細企業への配慮

上記1のとおり、国内の人手不足は、とりわけ地方や中小零細企業において深刻となっている。今般の見直しにより、新たな制度及び特定技能制度は、いずれも人材確保を目的とするものとすることから、地方や中小零細企業においても人材確保が図られるように配慮すること

「見直しに当たっての基本的な考え方」留意事項

資料1-3「最終報告書（たたき台）提言部分等」

赤字は追加された箇所です。